アフターサービスについて　ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル（平準払商品専用）
0120-765-228
営業時間 9：00～17：00
（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

サービス内容
①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
②保険金などの請求のお手続き
③ご契約内容の変更のお手続き

現在の基準利率、「保険料円貨払込特約（平準払用）」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

●ご契約内容のお知らせ（年2回）
＊「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に郵送します。

●生命保険料控除証明書
＊10月中旬以降に郵送します。

●第1保険期間満了のお知らせ
＊第1保険期間満了の2ヵ月前を目処に郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。
「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。
あわせてお読みいただき、大切に保管してください。
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先［第一フロンティア生命 0120-765-228］までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

＊募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

［募集代理店］

三井住友トラスト・ライフパートナーズ

［引受保険会社］

第一フロンティア生命保険株式会社
〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー
ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル（平準払商品専用）**0120-765-228**
営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

’22年4月版

R3262-03

登B21F0282（2022.2.2）　F6099-04　’22年3月作成　リ

2022年4月版

外貨あんしん積立保険

予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）

●この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
●為替の変動や、解約返還金額を抑えるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

［募集代理店］

三井住友トラスト・ライフパートナーズ

［引受保険会社］

第一フロンティア生命
第一生命グループ

人生100年時代。セカンドライフの資金づくりを今から始めませんか？

人生100年時代は、現実そのものに。

■ 年齢別死亡者数（出生児を100,000とし、生命表の年齢別死亡率をかけて算出）

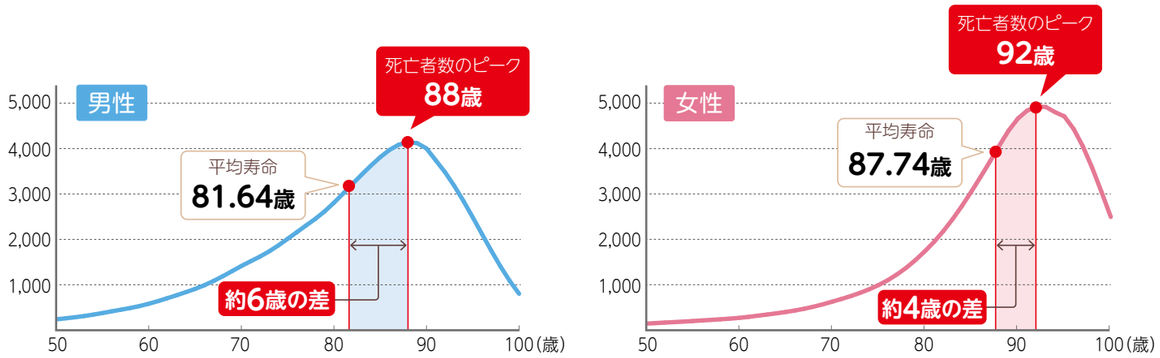

厚生労働省「令和2年 簡易生命表」

ゆとりあるセカンドライフにはいくら必要？

■ ゆとりある生活に必要な資金と不足金額
自助努力で準備しておく必要がありそうです。

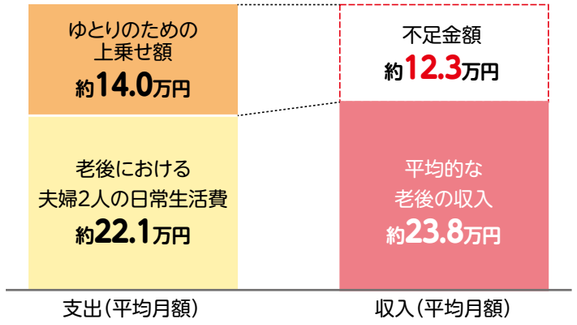

（公財）生命保険文化センター「生活保障に関する調査」（令和元年度）
総務省統計局「家計調査 家計収支編」（令和元年） 高齢夫婦（無職）世帯

■ 公的年金と企業年金で老後の生活費は十分ですか？
約10人に6人が年金だけでは不足と回答しています。

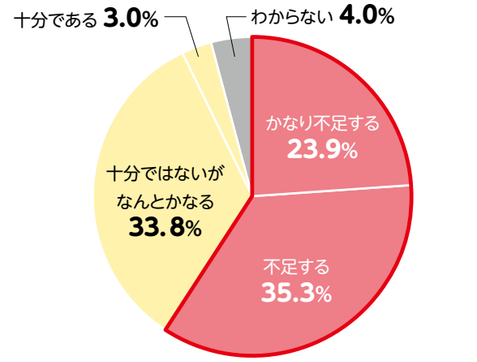

エフピー教育出版「平成30年 サラリーマン世帯生活意識調査」

■ 公的年金は、賃金・物価の上昇についていけますか？

公的年金の年金額の計算には、現役人口の減少や平均余命の延びなどの社会情勢に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整するしくみが導入されています。これを「マクロ経済スライド」といいます。

【マクロ経済スライドのイメージ】賃金・物価が2%上昇、スライド調整率▲0.9%の場合

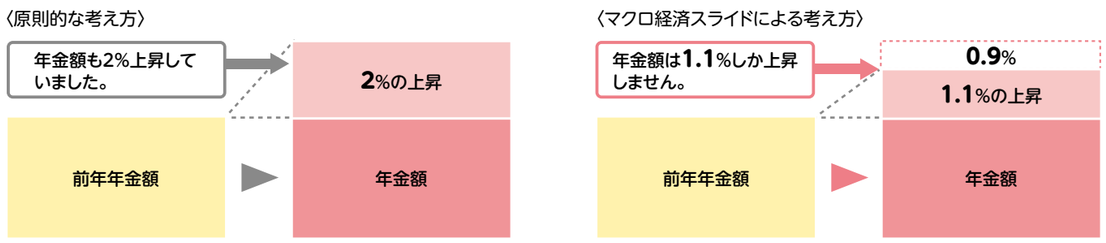

＊マクロ経済スライドは、公的年金被保険者数や平均余命の延び等の要素によりスライド調整率が変動するので、必ずしも上記のとおりの年金額のイメージになるとは限りません。

大切なのは“時間”と“金利”です！

ポイント1 時間を味方に

早くから準備することで、毎月の負担を少なくできます

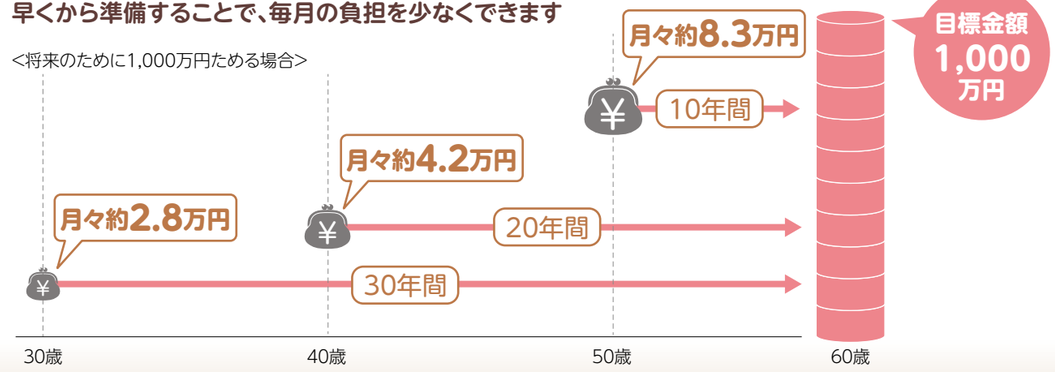

ポイント2 金利を味方に

海外には日本より金利の高い国があります

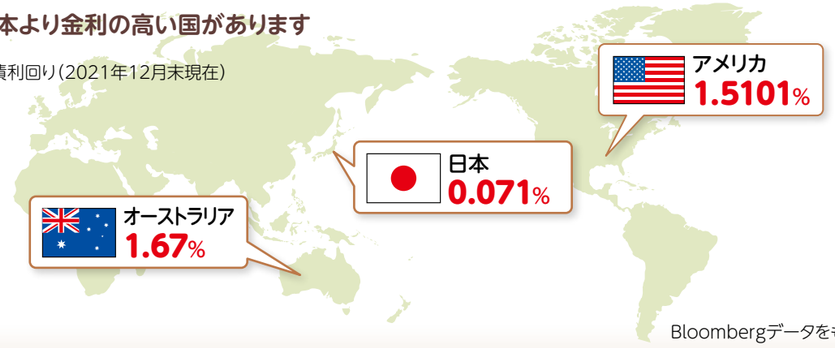

Bloombergデータをもとに作成

ポイント3 “時間”と“金利”、どちらも味方に!!

時間をかけて、より高い金利で運用することによって、将来の運用成果に大きな差がでます

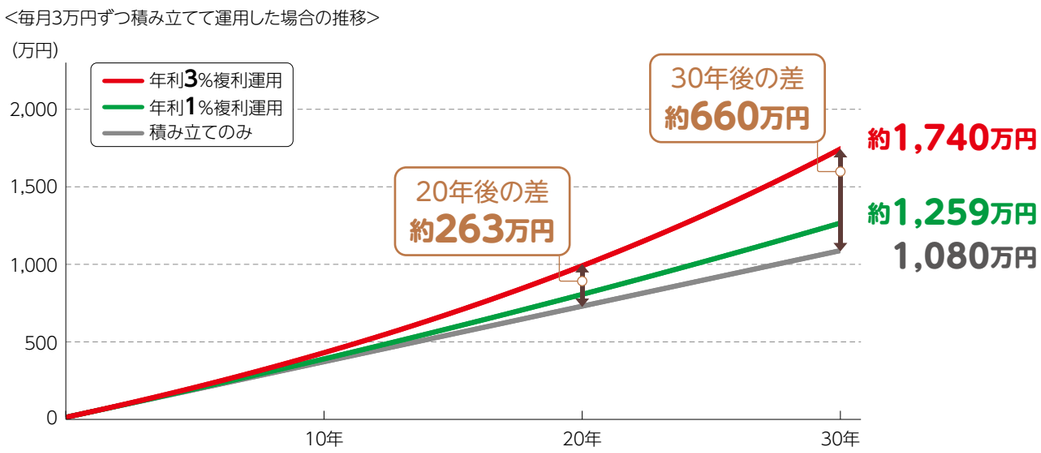

＊上記は、この商品のシミュレーションではなく、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、為替の変動および税金・手数料などは考慮しておりません。

迫り来る“人生100年時代”！ 保険のしくみで、充実したセカンドライフに備えます。

時間でふやす　毎月、一定額の「円」で積み立てができます

- 計画的に「資産形成」と「一生涯保障」を準備できます。
- 月々1万円からの積み立てができます。

＊ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢・性別があります。

金利でふやす　円より高い金利が期待できる外貨で運用します

米ドル　豪ドル

運用に用いる「予定利率」は、市場金利にゆるやかに連動します。

しくみでふやす　保険料払込満了後にさらにふやすしくみがあります

⚠「設計書」を必ずご確認ください。

保険料払込期間中の解約返還金額は積立金額の70%です。

しくみ図（イメージ）

＊下記しくみ図はイメージを表したもので、将来の受取金額などを保証するものではありません。
＊「積立金額」は、将来の死亡保険金を支払うために積み立てるお金（準備金）のことで、外貨建保険料の累計額とは異なります。
なお、ご契約当初は外貨建保険料の累計額に対して減少しています。

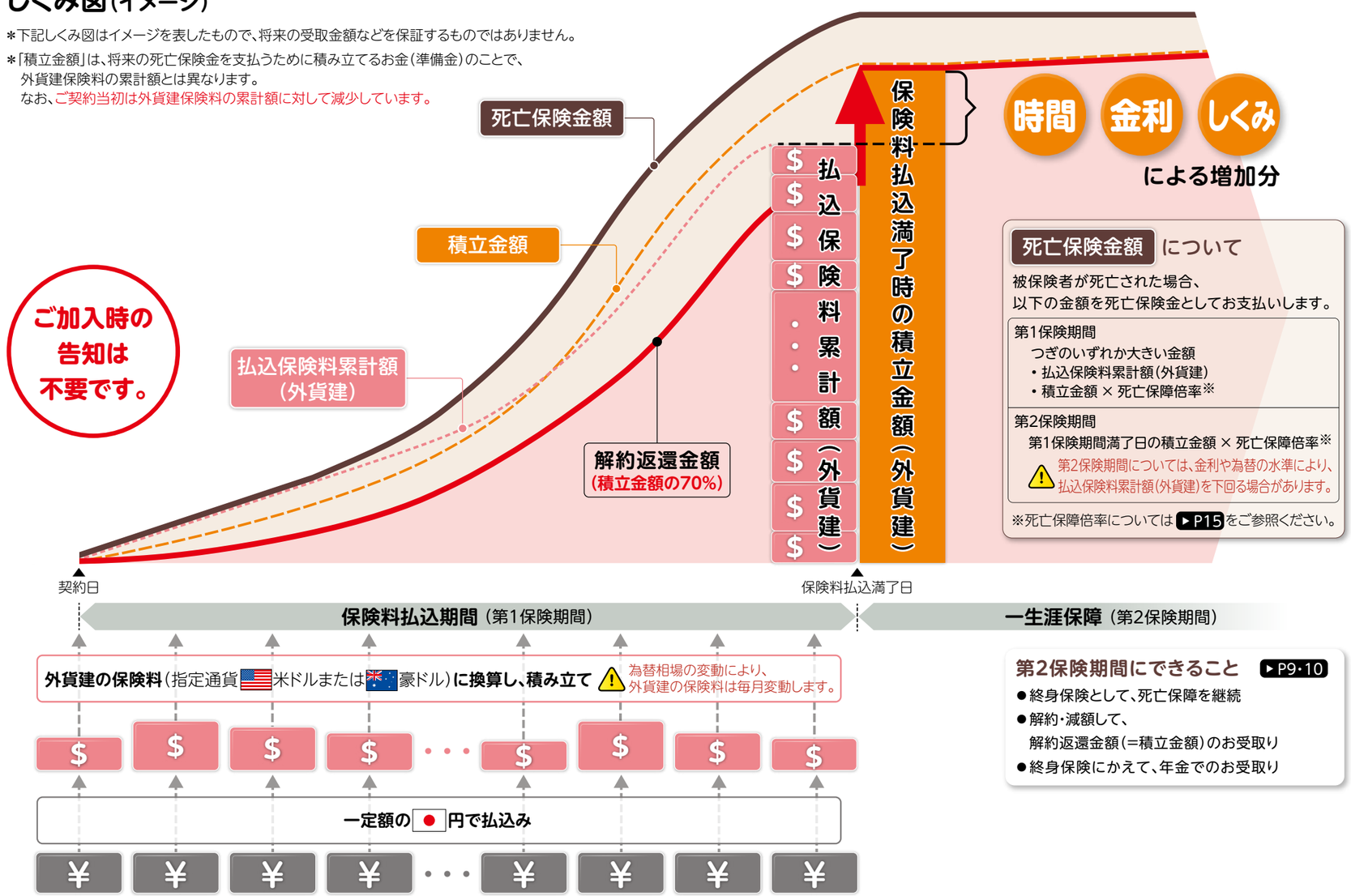

ご加入時の告知は不要です。

死亡保険金額について

被保険者が死亡された場合、以下の金額を死亡保険金としてお支払いします。

第1保険期間
つぎのいずれか大きい金額
- 払込保険料累計額（外貨建）
- 積立金額 × 死亡保障倍率※

第2保険期間
第1保険期間満了日の積立金額 × 死亡保障倍率※

⚠ 第2保険期間については、金利や為替の水準により、払込保険料累計額（外貨建）を下回る場合があります。

※死亡保障倍率については ▶P15 をご参照ください。

第2保険期間にできること ▶P9・10

- 終身保険として、死亡保障を継続
- 解約・減額して、解約返還金額（＝積立金額）のお受取り
- 終身保険にかえて、年金でのお受取り

保険料為替あんしん特約

この特約を付加すると、毎月払い込む円を外貨建の保険料に換算する際の為替レートが、“円安に対して最低保証”されます。

（特約を付加しなかった場合のイメージ）

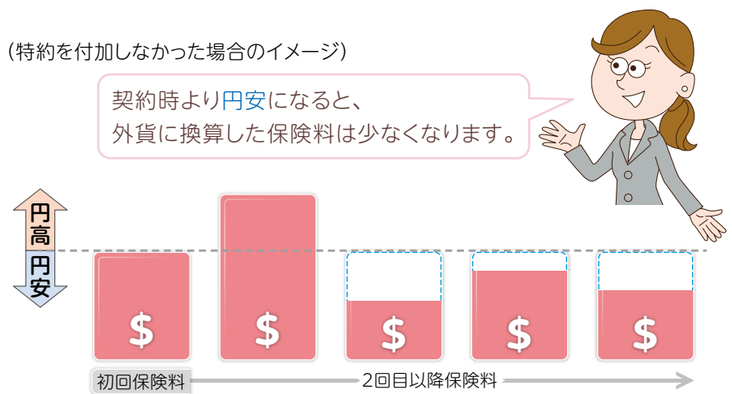

（特約を付加した場合のイメージ）

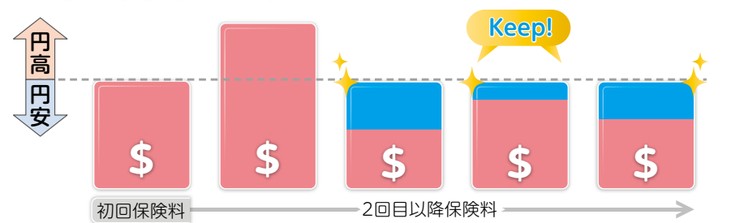

⚠ 特約にかかる費用を保険料から控除するため、為替水準によっては、特約を付加しない場合と比べて積み立てに充当される金額が減少します。▶P12・19

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替の変動や、保険料払込期間中に解約した場合の解約返還金額が積立金額の70%となるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。▶P21～23

時間でふやす

「一定額の円」で外貨を積み立てると・・・

【ケース①】外貨が高い（=円安）ときには、外貨を少なく購入します。
【ケース②】外貨が安い（=円高）ときには、外貨を多く購入します。

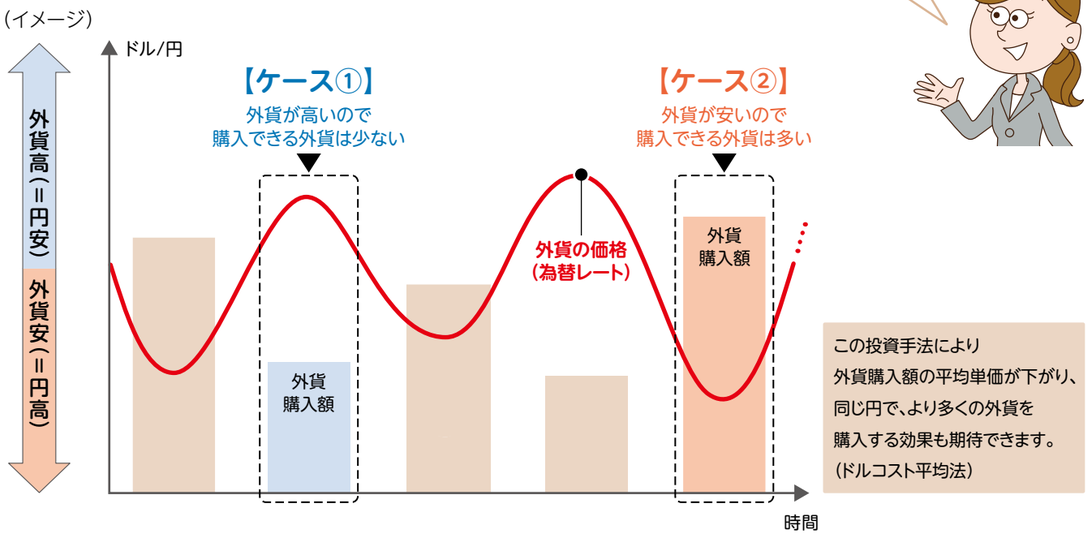

この投資手法により
外貨購入額の平均単価が下がり、
同じ円で、より多くの外貨を
購入する効果も期待できます。
（ドルコスト平均法）

＊「一定額の円」での外貨購入が、将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。

■外貨の価格（為替レート）の推移（2000年1月～2021年11月末）

Bloombergデータをもとに作成　＊対象期間について、日次データ（TTM）より月末値を抽出してグラフを作成

実際に、為替レートは長期でみると、円高・円安を繰り返しています。

金利でふやす

円より高い金利で運用するだけでなく・・・

ご契約時の予定利率を固定せず、毎月更改するため、
積み立てをはじめる時期を判断する必要はありません。

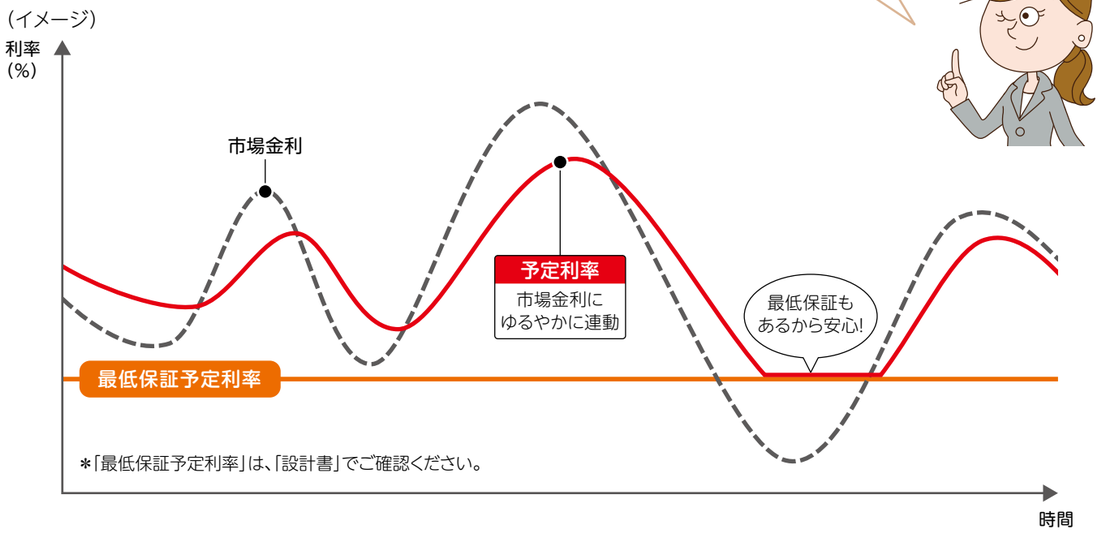

＊「最低保証予定利率」は、「設計書」でご確認ください。

■10年国債利回りの推移（2000年1月～2021年11月末）

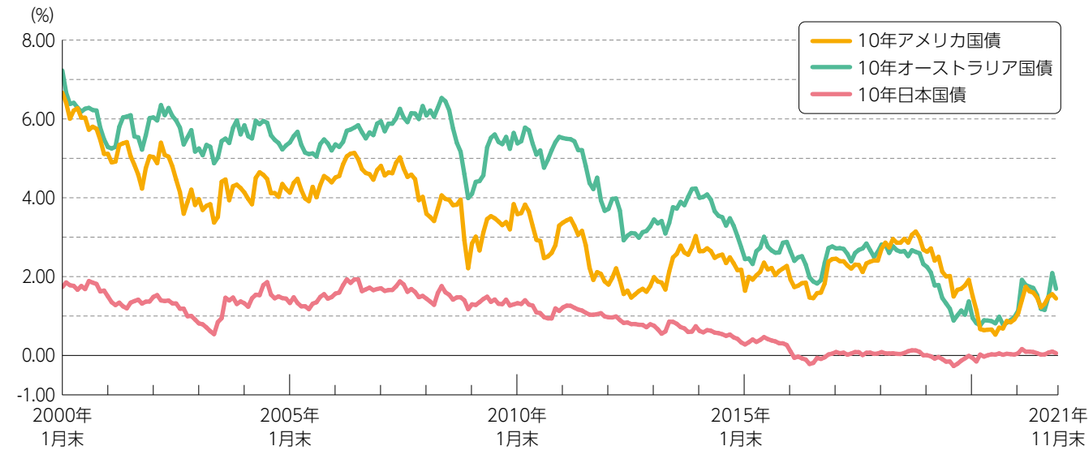

Bloombergデータをもとに作成　＊対象期間について、月次データ（月末値）を集計

日本は、長く低金利が続いています。また、金利は将来どうなるかわかりません。

保険料為替あんしん特約

～「保険料払込満了時の積立金額」の一括受取シミュレーション～

保険料払込期間中の為替水準が**円安基調**・**円高基調**によって、特約の影響が異なります。
シミュレーションを見てみましょう。

【シミュレーションの前提条件】

シミュレーション期間	1994年5月から2001年12月の各月初を契約日とし、それぞれ20年間、保険料を払い込んだと仮定した92ケースを集計						
指定通貨	米ドル	被保険者	男性(40歳)	保険料払込期間(第1保険期間)	20年	払込保険料(月額)	3万円
予定利率	毎月更改(ケースごとのシミュレーション期間において、契約日からその月単位の契約応当日までの各基準利率※を平均。最低保証予定利率1.50%を考慮。) ※保険料払込満了日までの残存期間に応じた金利スワップレートを指標金利として算出						
特約費用	2021年12月契約時点(全ケースで特約費用は同じ)						
為替レート	毎月のSPOTレート(Bloombergデータをもとに第一フロンティア生命が作成)に為替手数料50銭を加味						

保険料払込期間中の為替水準が、契約時より円安基調なら・・・

特約を 付加する 場合の一括受取額が、付加しない 場合を最も上回る1ケース

契約日	1995年5月1日	保険料払込満了日	2015年4月30日

保険料払込期間中の外貨建の保険料に換算する為替レートの推移

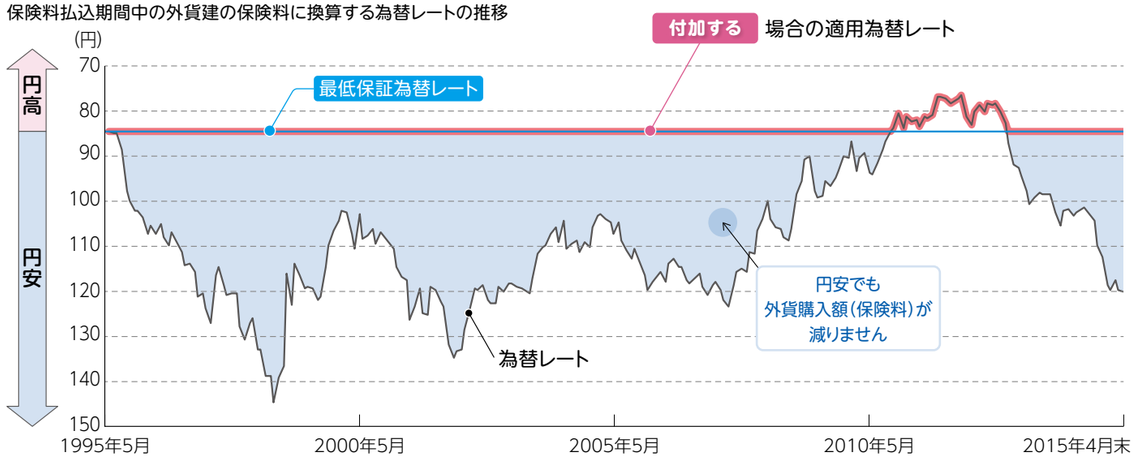

保険料為替あんしん特約

付加しない 場合	付加する 場合
払込保険料累計額	68,186米ドル → 特約の効果 85,403※1米ドル
保険料払込満了時の一括受取額	103,420米ドル → 〔受取額比121.6%〕 125,824※2米ドル

※1 特約費用控除前の金額です(積み立てに充当する際、控除します)。
※2 特約費用控除後の金額です。

⚠ 特約にかかる費用を保険料から控除するため、為替水準によっては、特約を付加しない場合と比べて積み立てに充当される金額が減少します。

“特約の効果”により
払込保険料累計額の増加が
期待できます

特約費用を差し引いても、
保険料払込満了時の一括受取額の
大きな差につながります

特約を付加する場合の受取額は、円安基調でふえる期待がもてます

保険料払込期間中の為替水準が、契約時より円高基調でも・・・

特約を 付加する 場合の一括受取額が、付加しない 場合を最も下回る1ケース

契約日	1998年10月1日	保険料払込満了日	2018年9月30日

保険料払込期間中の外貨建の保険料に換算する為替レートの推移

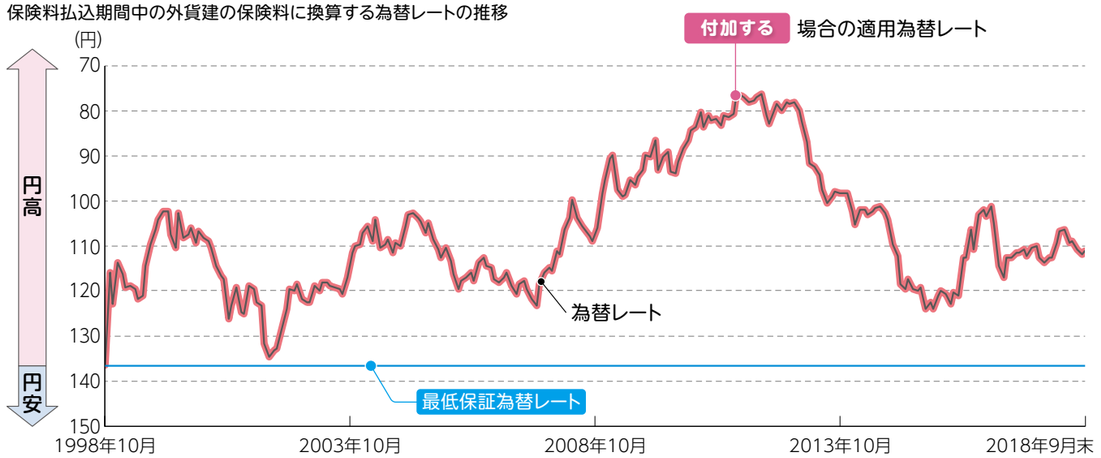

保険料為替あんしん特約

付加しない 場合	付加する 場合
払込保険料累計額	68,207米ドル → 68,207※1米ドル
保険料払込満了時の一括受取額	95,964米ドル → 〔受取額比94.1%〕 90,335※2米ドル

※1 特約費用控除前の金額です(積み立てに充当する際、控除します)。
※2 特約費用控除後の金額です。

⚠ 特約にかかる費用を保険料から控除するため、為替水準によっては、特約を付加しない場合と比べて積み立てに充当される金額が減少します。

特約の効果は発揮されず、
積み立てに充当される金額は、
特約費用の分、減少します

一方、“円高効果”で
払込保険料累計額の水準は高くなり、
保険料払込満了時の一括受取額に
大きな差が出にくくなります

特約を付加する場合の受取額は、円高基調でも比較的安定しています

⚠
- ●上記のシミュレーションは、あくまでも仮定に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。なお、受取時の課税前を前提としています。
- ●具体的な特約費用については、「設計書」をご確認ください。 ●この特約を付加する・しないにかかわらず、保険料からは、ご契約の締結・維持などに必要な費用が控除されます。

第2保険期間（保険料払込満了後）にできること

そのときのニーズに応じて、つぎの1～6のいずれかを選べます。

終身保険として、死亡保障を継続

1 外貨建の終身保険としてそのまま保有

2 目標値を設定し、目標到達すれば円建の終身保険に移行 ▶P20

<イメージ>
第1保険期間満了日の翌日に特約を付加した場合

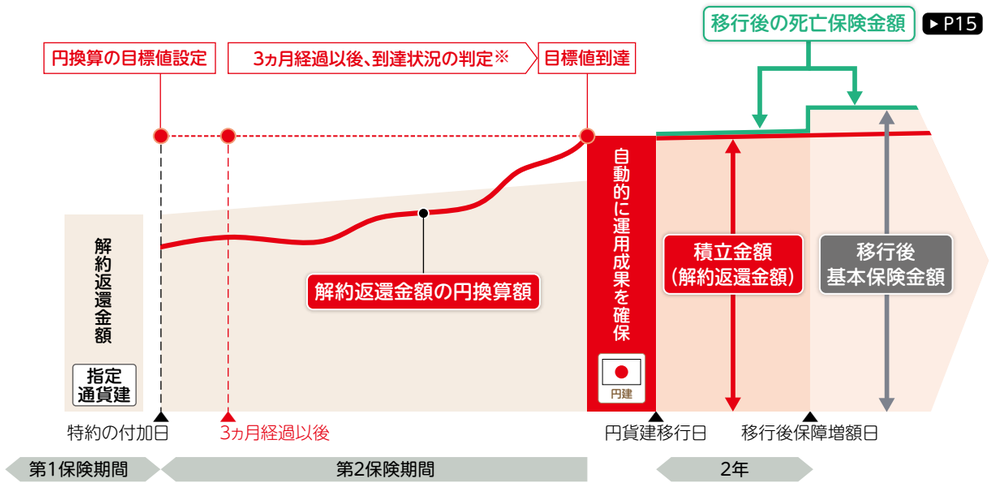

※判定期間は、第1保険期間満了日の翌日の3ヵ月後における月単位の契約応当日（この日後に特約を付加した場合は、その付加日）から終身とします。
＊目標値は、「この特約の付加日における解約返還金額の円換算額」に対する割合です。
＊目標値は105%または110～200%（10%きざみ）を指定できます。また、目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます（変更時は250%、300%も指定可能）。

終身保険にかえて、一括でのお受取り

3 一括受取

一括受取

解約返還金額を一括で受け取れます。

終身保険にかえて、年金でのお受取り

- 2～6はご契約時には選択できません。
- 2は保険料払込満了後に、3～6は保険料払込満了の2ヵ月前を目処にご郵送するお知らせにより、お選びいただけます。
- 2 4 5 6は特約の付加が必要です。

4 確定年金

決まった期間、確実に年金を受け取れます。

年金受取期間　3年　5年　10年　から選択

＊特約年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの特約年金受取期間の未払特約年金現価をお支払いします。

5 10年保証期間付終身年金

10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。

＊保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払特約年金現価をお支払いします。
＊早期に被保険者が死亡された場合、特約年金受取総額が特約年金原資額を下回る可能性があります。

6 死亡時保証金額付終身年金

特約年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。

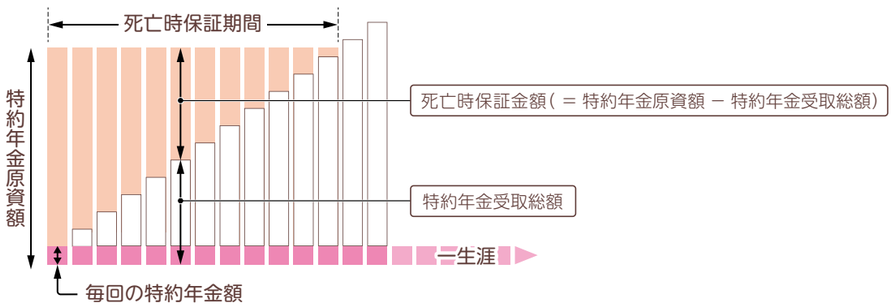

＊死亡時保証期間（特約年金受取総額が初めて特約年金原資額以上となるまでの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします。

4 5 6 年金受取は、毎年のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。 ▶P20

[ご留意事項]
＊特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。
＊特約年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル（円貨の場合は30万円）に満たない場合、および確定年金の場合で特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の解約返還金相当額に満たない場合、この特約は付加できません（年金でのお受取りに移行できません）。
＊具体的な特約年金額の目安については、「設計書」をご確認ください。

ご注意いただきたい項目

Q1 保険契約上の保障が開始される日(責任開始日)と契約日はいつですか?

「保険料為替あんしん特約」を付加する・しない場合で、下記のとおりとなります。

保険料為替あんしん特約	保障が開始される日(責任開始日)	契約日
付加する	第1回保険料を当社が受け取った日	責任開始日が属する月の翌月1日
付加しない	申込書受領日	

Q2 保険料の「払込期月」と「保険料期間」の具体的なイメージを教えてください。

例えば、責任開始日3/20、契約日4/1の場合は下記のとおりとなります。

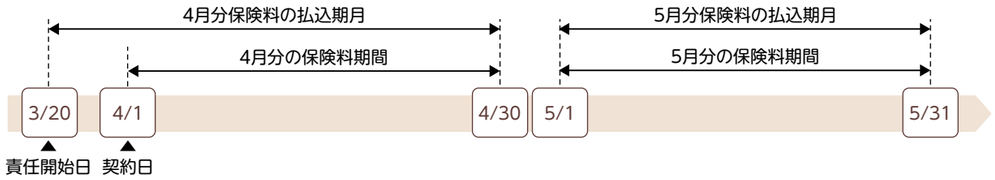

*責任開始日は「保険料為替あんしん特約」を付加する・しない場合で異なります(Q1をご参照ください)。

Q3 保険料払込の「猶予期間」と契約の失効について教えてください。

失効

例えば、7月分保険料の払い込みがなく、猶予期間(翌々月末日まで2ヵ月)満了により失効した場合は下記のとおりとなります。
失効した場合、契約を元に戻す(復活する)ことはできません。

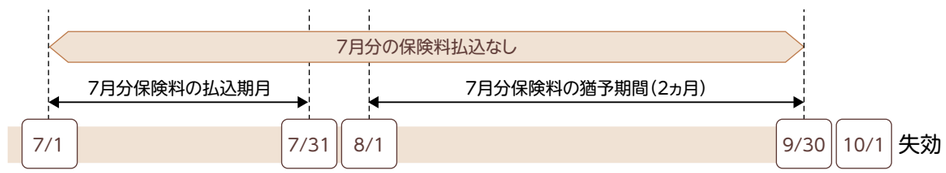

Q4 契約が失効した場合の「返還金」について教えてください。

Q3の例では、7月・8月・9月分の保険料が払い込まれた前提で計算された解約返還金額から、
3ヵ月分の保険料を差し引いた金額をお支払いいたします。
なお、この「返還金」は、失効日(Q3の例では 10/1)における当社所定の為替レートで円貨に換算して支払います。

Q5 この商品における為替リスクについて教えてください。

為替リスク

主な為替リスクは下記のとおりです。

1 <円から外貨に換算> 外貨建の保険料が毎月変動するリスク

<イメージ>

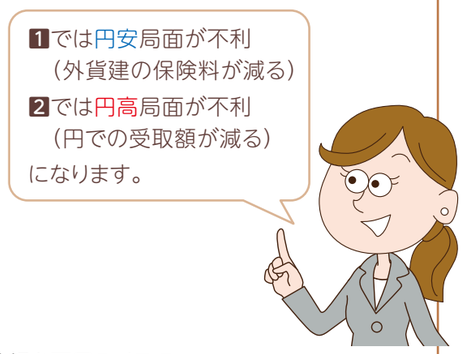

2 <外貨から円に換算> 円での受取額が保険料円貨払込金額の累計額を下回るリスク

<イメージ>

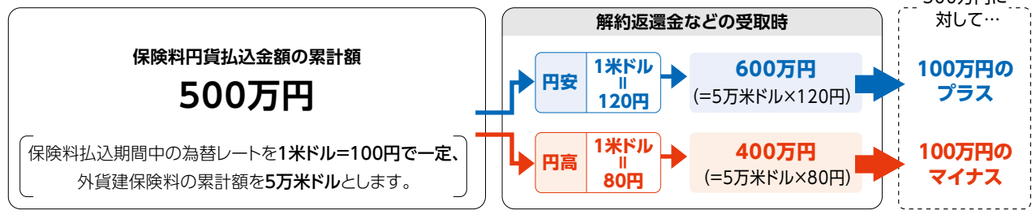

Q6 この商品を、保険料払込期間中に解約した場合のリスクについて教えてください。

解約リスク

解約返還金額は積立金額の70%となるため、大きな損失が生じるおそれがあります。

*金利や為替の水準により、保険料払込満了時の積立金額が、外貨建の保険料の累計額を下回る場合があります。

Q7 「保険料為替あんしん特約」を付加した場合の特約費用の影響について教えてください。

特約費用

この特約を付加する・しない場合で、積み立てに充当される金額に差が出ます(特約費用の影響)。
なお、契約時に確定した特約費用は、特約の保険期間にわたり適用されます。▶P19

<イメージ>

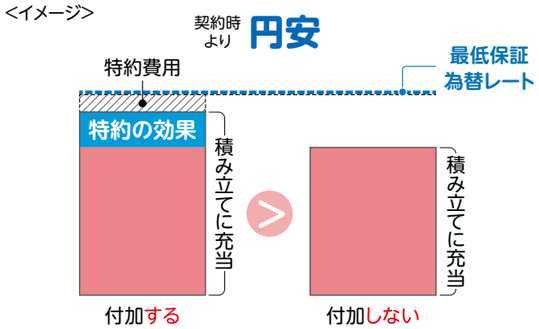

特約費用を差し引いても、外貨建保険料の増加が期待できます。

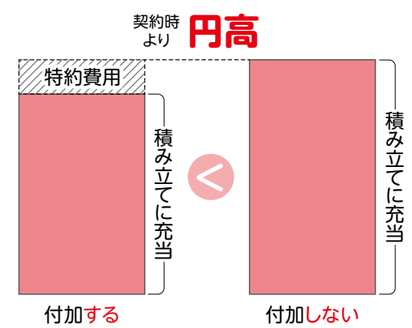

「円高効果」により、外貨建保険料の水準は大きくなります。

- 特約費用は、契約年齢、性別、契約時期、特約の保険期間などによって異なります。
  具体的な特約費用については、「設計書」をご確認ください。
- この特約を付加する・しないにかかわらず、保険料からは、ご契約の締結・維持などに必要な費用が控除されます。

契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）」です。

■この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
責任準備金	積立金
保険料円貨払込特約（平準払用） （「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）	保険料円貨払込特約（平準払用）
保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）	保険料為替あんしん特約

1 引受保険会社の商号と住所などについて

■商号　第一フロンティア生命保険株式会社

■住所　〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1　日比谷フォートタワー

■電話　0120-765-228（平準払商品専用）

■ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴について

■この保険は、毎月円貨で一定の金額を払い込み、通貨ごとに金利情勢に応じて予定利率を毎月更改するしくみの、低解約返還金型の外貨建終身保険です。

■第1保険期間（保険料払込期間）に解約した場合の解約返還金額の水準を抑えることで、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間）の一括受取額や死亡保障の水準を向上させています。

■通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。

■第1保険期間における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに毎月更改し、設定した日から直後に迎える月単位の契約応当日の前日まで積立金※全体に適用します。
※将来の死亡保険金を支払うために、保険料の中から積み立てるお金のことです。
なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

■商品のしくみ図（イメージ）については ▶P3・4 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替の変動や、保険料払込期間中に解約した場合の解約返還金額が積立金額の70%となるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。 ▶P21～23

4 予定利率について

■第1保険期間における予定利率は、契約日および契約日後の毎月の月単位の契約応当日に、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。

■基準利率は毎月1日、以下の指標金利に基づいて設定されます。 ▶P24

指定通貨	第1保険期間満了日までの残存期間	指標金利
米ドル	7年以内	米ドル3年金利スワップレート
	7年超	米ドル10年金利スワップレート
豪ドル	7年以内	豪ドル3年金利スワップレート
	7年超	豪ドル10年金利スワップレート

＊金利スワップレートは、指定通貨が米ドルの場合「米ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（SOFR））」、豪ドルの場合「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW））」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

■契約日における予定利率は、契約日における基準利率と同一とします。第1保険期間の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日からその月単位の契約応当日までの各基準利率を平均した利率となります。

<契約に適用される毎月の予定利率の計算例>

基準利率	4月	5月	6月	7月
	3.00% ①	2.60% ②	2.40% ③	2.80% ④

各ご契約に適用される毎月の予定利率				
契約日4月1日の場合	3.00% ①	2.80% (①+②)÷2	2.67% (①+②+③)÷3	2.70% (①+②+③+④)÷4
契約日5月1日の場合		2.60% ②	2.50% (②+③)÷2	2.60% (②+③+④)÷3
契約日6月1日の場合			2.40% ③	2.60% (③+④)÷2
契約日7月1日の場合				2.80% ④

＊各基準利率を平均した予定利率は、小数第3位を四捨五入します。

■第1保険期間における予定利率は、最低保証予定利率を下回りません。
＊「最低保証予定利率」は、「設計書」でご確認ください。

■契約日からの期間が120ヵ月（10年）を超えた場合、予定利率の計算は以下のとおりとなります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

<計算イメージ>

契約日からの期間	基準利率			…				予定利率
	X年4月	X年5月	X年6月	…	(X+10)年3月	(X+10)年4月	(X+10)年5月	
120ヵ月	①	②	③	…	⑳	—	—	(①+②+③…+⑳)÷120
121ヵ月 (10年1ヵ月)	❶❷❶	②	③	…	⑳	❶❷❶	—	(❶❷❶+②+③…+⑳+❶❷❶)÷121
122ヵ月 (10年2ヵ月)	❶❷❶	❶❷❷	③	…	⑳	❶❷❶	❶❷❷	(❶❷❶+❶❷❷+③…+⑳+❶❷❶+❶❷❷)÷122

予定利率の計算上、10年前の基準利率を、現在の基準利率に都度、置き換え（①→❶❷❶、②→❶❷❷）

■第2保険期間における予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める利率とします。

5 保障内容について

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は、被保険者が死亡したときにおける以下の金額となります。

保険期間	死亡保険金額
第1保険期間	つぎのいずれか大きい金額 ● 払込保険料相当額※1　● 積立金額 × 死亡保障倍率※2
第2保険期間	第1保険期間満了日の積立金額 × 死亡保障倍率※2 ⚠ 第2保険期間については、金利や為替の水準により、払込保険料累計額（外貨建）を下回る場合があります。

*責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、死亡保険金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします（第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡保険金は支払われません）。

※1 契約日から被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各保険料の払込期月における、外貨建保険料の累計額となります。

※2 死亡保障倍率は、第2保険期間移行日における被保険者の年齢および性別に基づき、ご契約時に定まります。

死亡保障倍率の例									
第2保険期間移行日の年齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	90歳
男性	1.42倍	1.35倍	1.29倍	1.23倍	1.17倍	1.12倍	1.08倍	1.04倍	1.02倍
女性	1.46倍	1.39倍	1.32倍	1.26倍	1.20倍	1.15倍	1.10倍	1.06倍	1.02倍

*例示の死亡保障倍率は、小数第3位以下を切捨てにより表示しています。

■「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」を付加し、円建の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。（イメージ ▶P9）

保険期間	死亡保険金額
円貨建移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの積立金額（解約返還金額）
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*円建の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

死亡保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。
また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

＜ご参考＞ 死亡保険金お支払時の保険料の精算

死亡保険金の支払事由が発生した日が属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は、外貨建の保険料を死亡保険金から差し引きます。

＜死亡保険金お支払時に、当月分の保険料が払い込まれていない場合の例＞

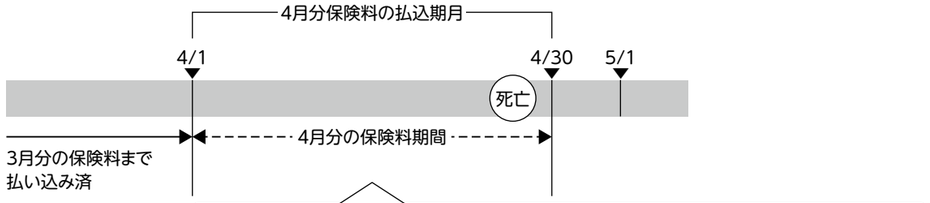

6 ご契約のお取扱いについて

指定通貨		米ドル、豪ドル *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。
契約年齢		0歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢） *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢・性別があります。
保険期間		終身
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定
死亡保険金額の限度		9億円 *金額の判定は、「保険料円貨払込金額 × 契約日から保険料払込満了日までの月数 × 死亡保障倍率」で行います。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して9億円を超えることはできません。
死亡保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	第1保険期間：保険料円貨払込金額を減額し、第1保険期間の死亡保険金額を改め、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上あることが必要です。▶P17 第2保険期間：死亡保険金額を減額し、減額部分の解約返還金額をお受け取りいただけます。ただし、減額後の死亡保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。
保険料ランク		毎月の保険料円貨払込金額に応じて、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間）の一括受取額や死亡保障の水準が向上します。 ＜保険料払込満了時の一括受取額の返還率例＞ 予定利率：2.50%、為替レート：1米ドル=100円 男性、40歳、指定通貨：米ドル、保険料払込期間：20年、保険料為替あんしん特約：なし

保険料ランク（月額）	保険料円貨払込金額	払込保険料累計額（①）	保険料払込満了時の一括受取額（②）	返還率（②/①）
1万円以上	10,000円	24,000米ドル	27,829米ドル	115.9%
3万円以上	30,000円	72,000米ドル	83,871米ドル	116.4%
8万円以上	80,000円	192,000米ドル	224,676米ドル	117.0%

*予定利率と為替レートが一定で推移した場合のシミュレーションであり、将来のお受取額をお約束するものではありません。

*具体的な一括受取額や死亡保険金額については、「設計書」でご確認ください。

解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
契約者貸付	取り扱いません。

7 保険料のお取扱いについて

<table>
<tr><td>保険料払込方法
および払込経路</td><td colspan="2">
<table>
<tr><th>払込方法</th><th>初回払込経路</th><th>2回目以降払込経路</th></tr>
<tr><td rowspan="2">月払</td><td>指定口座への振込</td><td>口座振替</td></tr>
<tr><td>指定口座への振込</td><td>クレジットカード</td></tr>
<tr><td>半年一括払（6回分前納）</td><td rowspan="2">指定口座への振込</td><td rowspan="2">口座振替</td></tr>
<tr><td>年一括払（12回分前納）</td></tr>
</table>
＜前納のお取扱い＞
・全期前納（ご契約時のみ）：「指定口座への振込」となります。
・保険料2回分以上の前納（ご契約後のみ）：「指定口座への振込」となります。
*半年一括払・年一括払・前納について、前納された保険料円貨払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに指定通貨に換算し、毎月の保険料に充当します。</td></tr>
<tr><td>保険料払込期間
（第1保険期間）</td><td colspan="2">10年～45年の1年きざみ
*ただし、保険料払込満了日における被保険者の満年齢は90歳を上限とします。
*ご契約後に変更することはできません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保険料
円貨払込金額</td><td>最低</td><td>月額1万円（1,000円単位）</td></tr>
<tr><td>最高</td><td>月額40万円
*クレジットカード払は月額5万円を上限とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保険料の変更</td><td>増額</td><td>取り扱いません。</td></tr>
<tr><td>減額</td><td>減額後の保険料円貨払込金額が月額1万円以上となる場合、取り扱います。</td></tr>
<tr><td>保険料の自動貸付</td><td colspan="2">取り扱いません。</td></tr>
<tr><td>保険料の払込停止・再開</td><td colspan="2">取り扱いません。</td></tr>
<tr><td>契約失効後の復活</td><td colspan="2">取り扱いません。</td></tr>
</table>

8 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

9 為替リスクについて

■くわしくは ▶P23 をご参照ください。

10 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約時期	算式
第1保険期間	積立金額 × 70%
第2保険期間	積立金額

＜ご参考＞ 解約返還金お支払時の保険料の精算

・当月分の保険料が払い込まれている場合は、お払い込みが不要となった日の直前の月単位の契約応当日からの1ヵ月分の保険料を払い戻します。
・例えば4/1～4/30の間に解約などにより保険料の払い込みが不要となった場合、解約返還金額は3月分の保険料までを加味して計算し、4月分の保険料を払い戻します。

●第1保険期間にご契約を解約された場合の解約返還金額は、積立金額の70%となるため、外貨建の保険料の累計額を大きく下回ることがあります。
●保険料のうち一部は、死亡保険金を支払うための費用やご契約の締結・維持などに必要な費用にあてられます。したがって、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は外貨建の保険料の累計額を大きく下回ることがあります。
●上記の具体的な金額例については、「設計書」をご確認ください。

11 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは ▶P21・22 をご参照ください。

12 付加できる主な特約について（くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください）

保険料円貨払込特約（平準払用）

＊ご契約時に必ず付加されます。

■ご契約時に必ず付加されます。

■「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」が適用され、毎月一定額の保険料円貨払込金額をお払い込みいただき、外貨に換算した金額を外貨建の保険料に充当します。

■外貨建の保険料への換算に適用する為替レートは、以下の日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
したがって、為替相場の変動により、外貨建の保険料は毎月変動します。

	換算基準日
第1回保険料	契約日が属する月の前月末日
第2回以後の保険料	各保険料の払込期月の前月末日

＊第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
＊保険料の前納を利用し、毎月の外貨建の保険料に充当する際に適用する為替レートも上記と同じです。

■この特約のみの解約はできません。

保険料為替あんしん特約

＊ご契約時のみ付加できます。

■ご契約時のみ付加できます。

■保険料円貨払込金額を外貨建の保険料に換算する際の毎月の為替レートについて、円安時に最低保証為替レートで最低保証することができます。

■特約の保険期間は、保険料払込期間と同一の期間となります。ただし、保険料払込期間が20年を超える場合は20年となります。

■外貨建の保険料に換算する為替レートは、以下のとおりとなります。

・換算基準日※1における為替レート
・最低保証為替レート
} いずれか円高の為替レート

※1 上記「保険料円貨払込特約（平準払用）」の換算基準日についてご確認ください。

■最低保証為替レートは、第1回保険料円貨払込金額を当社が受領した日の「翌日」※2※3における、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

※2 「翌日」が第一フロンティア生命所定の金融機関の休業日である場合、その金融機関の翌営業日とします（その結果、契約日以後となる場合は、第1回保険料円貨払込金額を受領した日の属する月におけるその金融機関の最終営業日）。

※3 「翌日」が契約日となる場合、第1回保険料円貨払込金額を受領した日における当社所定の為替レートとなります（その日が第一フロンティア生命所定の金融機関の休業日である場合、第1回保険料円貨払込金額を受領した日の属する月におけるその金融機関の最終営業日）。

■この特約を付加した場合、保険料からこの特約にかかる費用（最低保証為替レートを保証するための費用）を差し引きます。この特約費用は、契約年齢、性別、契約時期、特約の保険期間などによって異なります。なお、ご契約時に確定した費用が、この特約の保険期間にわたり適用されます。

■上記費用の影響により、毎月の保険料換算に適用する為替レートがご契約時から一定であった場合などの積立金額は、この特約を付加しなかった場合の積立金額を下回ります。

■この特約のみの解約はできません。

＊この特約の付加により、外貨建の保険料に換算する際の為替レートには円高時の上限が設定され（円高限度為替レート）、この特約の保険期間満了時まで適用されます（現在の市場環境では最低保証為替レートの0.01倍となり、例えば最低保証為替レートが120円の場合、円高限度為替レートは1円20銭になります）。

円貨支払特約

■死亡保険金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。

■死亡保険金などのご請求の際に付加できます。

■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

年金支払移行特約（平準払用）

■第1保険期間満了日の翌日以後、被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。

■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。

■第1保険期間満了日の翌日を特約年金支払開始日とし、特約年金支払開始日の前日の積立金額を特約年金原資額とする取扱いも可能です。

■特約年金の種類は、確定年金（3年・5年・10年）、10年保証期間付終身年金、および死亡時保証金額付終身年金から選択できます。▶P10

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）

■特約年金（「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合）を円貨で受け取ることができます。

■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。

■円貨への換算に適用する為替レートは、特約年金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。

目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）

■第1保険期間満了日の翌日以後、付加できます。

■「この特約の付加日における解約返還金額の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、円建の終身保険に移行します。
＊市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

■移行後の死亡保険金額については▶P15をご参照ください。

■目標値到達までに「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合、この特約は消滅します。

保険契約者代理特約

フロンティアのご家族安心サポート

■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。

■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。

■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。

■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「ご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

⚠ お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

第1保険期間中における費用

お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が積立金として積み立てられます。
また、積立金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

＊上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

第2保険期間中における費用

第2保険期間中、積立金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

＊上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間によって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

特定のご契約者に負担していただく費用

①「保険料為替あんしん特約」を付加した場合、この特約の保険期間中、お払い込みいただいた保険料から最低保証為替レートを保証するための費用を控除します。

＊上記の費用は、契約年齢、性別、契約時期、特約の保険期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

②「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項　目	費　用※2
保険契約関係費（年金管理費）※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して以下のとおりです。 ・確定年金および 10年保証期間付終身年金の保証期間中：0.4% ・10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および 死亡時保証金額付終身年金（死亡時保証金額を含みます）：1.4%

※1 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます）の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

※2 「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」により円建の終身保険に移行した後に、「年金支払移行特約（平準払用）」を付加し、特約年金を受け取る場合は、受取特約年金額に対して以下のとおりです。
・確定年金および10年保証期間付終身年金の保証期間中：最大0.35%
・10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および死亡時保証金額付終身年金（死亡時保証金額を含みます）：最大1.0%

③「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」を付加していて円建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊上記の費用は、円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「保険料円貨払込特約（平準払用）」の為替レート	保険料をお払い込みいただく場合	TTM＋50銭
	失効による返還金をお受け取りになる場合	TTM－50銭
「保険料為替あんしん特約」の為替レート		TTM＋50銭
「円貨支払特約」の為替レート		TTM－50銭
「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」の為替レート		TTM－50銭
「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」の目標値判定為替レート		TTM－50銭

＊上記の為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

死亡保険金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

＊上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

⚠ 解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

●第1保険期間にご契約を解約した場合の解約返還金額などは、積立金額の70%となります。したがって、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●金利や為替の水準により、第2保険期間移行日の解約返還金額などが、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

⚠ 為替リスクについて（損失が生じるおそれ）

●この保険には「保険料円貨払込特約（平準払用）」が付加されており、毎月一定額の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算して保険料に充当するため、為替相場の変動により、指定通貨建の保険料は毎月変動します。

●為替相場の変動により、「お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額」などが、「ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額」や「保険料円貨払込金額の累計額」などを下回り、損失が生じるおそれがあります。

⚠ 保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

●保険料のお払い込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、ご契約は失効します。

●ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。

●失効にともなう返還金は、失効日における当社所定の為替レートで円貨に換算して支払います。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、契約締結前交付書面を受け取った日、またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。

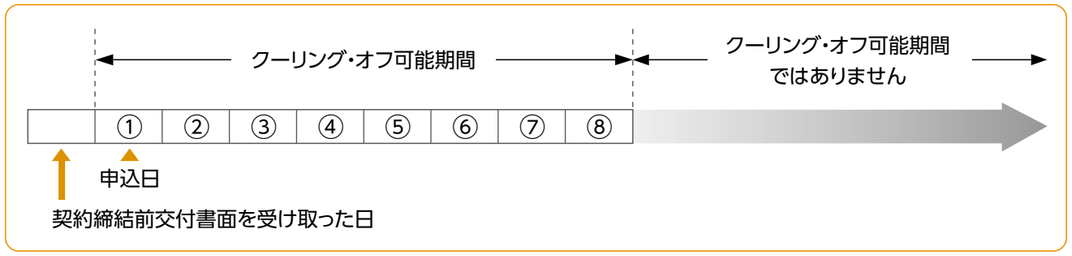

■お申出方法が書面の場合、郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712　日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ 第一　タロウ 太郎　＊フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567　○○県○○市××1-2-3　TEL○○-××××-○○○○
ご本人名義の返金口座	○○銀行　○○支店　普通　1234567　口座名義人　ダイイチ タロウ

■第一フロンティア生命ホームページ（https://www.d-frontier-life.co.jp/）からもお申し出いただけます。この場合お申込みの撤回などは、当社受信時に効力が生じます。

＊電磁的記録（当社ホームページ、CD-R等）によるお申出が可能です。

＊CD-R等の電磁的記録媒体によるお申出の場合は、当社あて発信時に効力が生じます。

■すでにお払い込みいただいた金額があるときには、全額お返しいたします。

2 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

＊申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

3 第1保険期間における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに、毎月更改されます

■第1保険期間における予定利率は、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。

基準利率は、それぞれの通貨の種類について、第1保険期間満了日までの残存期間に応じた金利スワップレートを指標金利とします（▶P14）。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.5%を加えた率を上限、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率となります。

4 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命がご契約のお申込みを受けたとき※から、ご契約上の保障が開始されます。

※「保険料為替あんしん特約」を付加した場合は、第1回保険料円貨払込金額を当社が受け取ったときとします。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■この保険の契約日は、第一フロンティア生命の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

5 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

■死亡保険金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）

■死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

6 猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、ご契約は失効します

■保険料のお払い込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。

■ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。

■くわしくは ▶P11 Q3をご参照ください。

7 解約返還金額は払込保険料の累計額を下回ることがあります

■円貨に換算した金額は解約時の為替レートの影響を受けます。

■解約返還金額の計算方法などくわしくは ▶P18 をご参照ください。

8 この保険には為替リスクがあります

■くわしくは ▶P23 をご参照ください。

9 保険金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構　TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

11 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/）

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

■死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル(平準払商品専用) **0120-765-228** 営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

15 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2022年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

＊2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の死亡保険金などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

＊この保険には、必ず「保険料円貨払込特約(平準払用)」を付加していただきますので、保険料は実際に円貨でお払い込みいただいた金額について、円建の生命保険と同様の税法上の取扱いとなります。
＊「円貨支払特約」などを付加した場合で、当社が、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
死亡保険金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
特約年金		特約年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約効力発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

＊受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が外貨建保険料の累計額を下回っても課税されることがあります。
＊受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が外貨建保険料の累計額を下回ることがあります。

生命保険料控除

■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

＊介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。

■当年中(1月から12月まで)にお払込みの保険料(保険料円貨払込金額)に応じた金額が、その年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。

＊保険料の前納を利用の場合、控除の対象はお払い込みいただいた保険料のうち当年の保険料期間に対応する金額のみとなります。
＊この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。
＊年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。

(1)所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

(2)住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円

解約・減額および死亡保険金受取時の税務のお取扱い

■解約・減額時の差益に対する課税

課税の種類
所得税(一時所得※) + 住民税

■死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

＊契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入(受取額)} - \text{必要経費(保険料累計額)} - \text{特別控除(50万円)}\right) \times \frac{1}{2}$$

ご存知ですか？お子さまの教育資金のこと

お子さまにかかる教育費はどのくらい？

■ 幼稚園から大学までの学費　*幼稚園～高校は「学校教育費+学校給食費」、大学は「入学料+授業料」

オール公立コース（大学は国立）	487.2万円
公立・私立混合コース（高校まで公立、大学は私立文系）	584.9万円
オール私立コース（大学は私立理系）	1,690.4万円

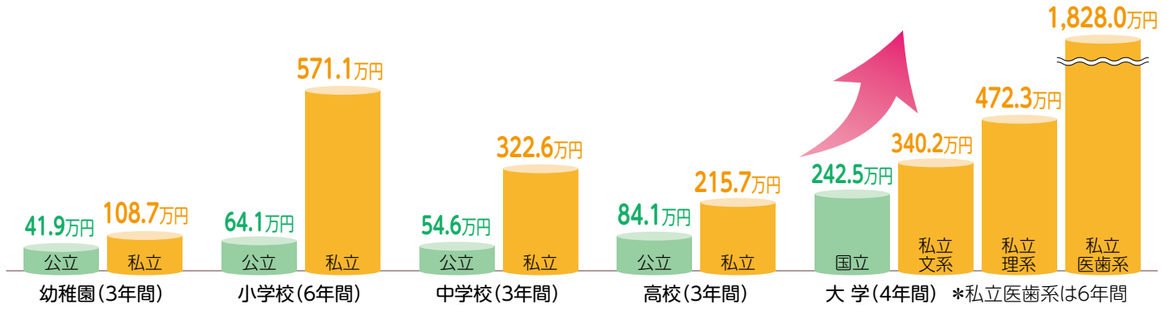

文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」
文部科学省「私立大学等の令和元年度入学者に係る学生納付金等調査結果」「文部科学省令」
文部科学省「平成22年度国立大学の授業料、入学料及び検定料の調査結果について」をもとに作成

上記以外にも、塾や習い事などにはこれだけ費用が…

■ 学校外活動費（幼稚園～高校）

（年間）

	幼稚園	小学校	中学校	高校
公立	8.4万円	21.4万円	30.6万円	17.7万円
私立	16.6万円	64.7万円	33.1万円	25.1万円

文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」をもとに作成

教育費の負担は大学進学後に重くなる傾向

■ 自宅外通学にかかる費用（大学）

自宅外通学をはじめるための費用	38.7万円
仕送り額	年間 95.8万円

日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」

■ 大学生留学人数

10年間で3.0倍

令和元年度（2019年度）	年間 10.7万人
平成21年度（2009年度）	年間 3.6万人

（独）日本学生支援機構
「2019（令和元）年度協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」

■留学費用（約9ヵ月・公立大学）

アメリカ	380万円
オーストラリア	350万円

*留学費用は「授業料+滞在費+食費」の概算
留学ジャーナルのウェブサイト「留学の費用」

お子さまの教育資金、いつから準備を始めますか？

■ 教育資金の準備開始時期

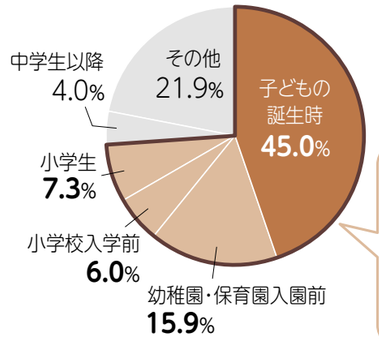

4割以上の方が「子どもの誕生時」に
7割以上の方が「小学校6年生まで」に準備を開始

■ 教育資金のための月々の貯蓄額

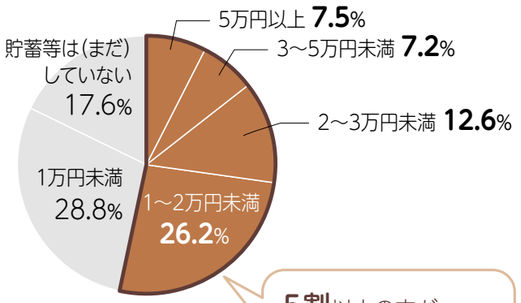

5割以上の方が
毎月、1万円以上を貯蓄

エフピー教育出版「平成30年サラリーマン世帯生活意識調査」

子どもが誕生してすぐに、
毎月**1**万円を**18**年間貯め続けると…　**積み立て累計額　約216万円**

大学4年間の教育費
762.1万円を**18**年間で貯めるには…　**毎月の積み立て額　約 3.5万円**

内訳
- 私立文系の学費（4年間）　340.2万円
- 自宅外通学をはじめるための費用　38.7万円
- 仕送り額（95.8万円×4年間）　383.2万円

「外貨あんしん積立保険」は、お子さまの教育資金づくりにもご活用いただけます！

学資応援積立プラン（イメージ）

保険料払込満了後に、終身保険にかえて、年金（5年確定年金）※を学資金としてお受取り

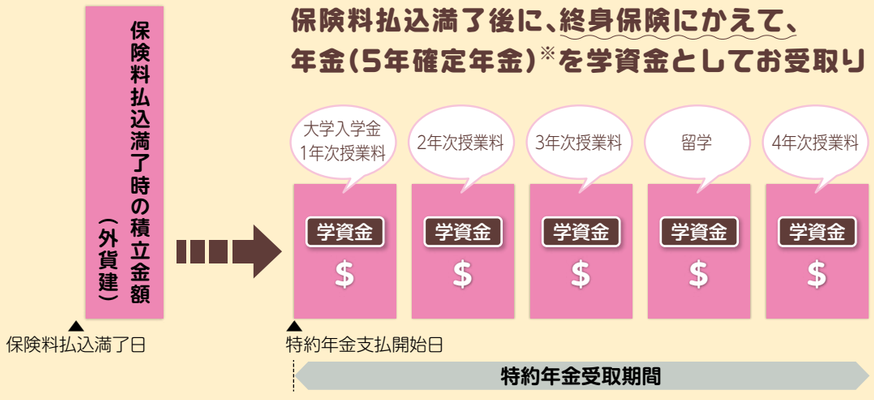

※確定年金の受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。年金受取は、毎年のお受取りごとに、指定通貨または円貨を選択できます。